

会 議 録

令和4年度第12回宮古島市教育委員会（定例会）		
日 時	令和5年3月24日（木） 開会：午後2時2分 閉会：午後5時18分	
場 所	宮古島市役所 3階 会議室①	
出席委員名	教育長 大城 裕子 教育長職務代理者 中尾 忠禰 教育委員 下地 一美 教育委員 前泊 直子 教育委員 平良 智枝子	
事務局員	(教 育 部) 部長：砂川 勤 (生涯学習部) 部長：友利 克 (教育総務課) 次長兼課長：松堂 英彦 課長補佐：古謝 勝広 総務係長：米田 美香	
説明員	(図 書 館) 補佐兼係長：奥平 知恵美 (生涯学習振興課) 課長：梶原 健次 課長補佐：与那嶺 彰成 主任主事：屋嘉比 良太 主任主事：砂川 弘樹 (学 校 教 育 課) 課長：与那覇 周作 課長補佐：平良 文太郎 指導主事：座間味 浩二 主事：仲間 あゆみ (教 育 総 務 課) 次長兼課長：松堂 英彦 課長補佐：古謝 勝広	
議案等	件 名	結 果
	会議録署名委員の指名について	
承認事項	会議録の承認について（令和4年度第11回教育委員会（定例会））	承認
承認事項	会議録の承認について（令和4年度第2回教育委員会（臨時会））	承認
報 告	教育長報告	承認
議案第48号	宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部改正について	可 決
議案第49号	宮古島市美ら島おきなわ文化祭2022補助金交付要綱の一部改正について	可 決
議案第50号	宮古島市文化ホール条例施行規則の全部改正について	可 決
議案第51号	宮古島市文化振興団体等補助金交付要綱の制定について	可 決
議案第52号	宮古島市地域学校協働活動推進事業実施要綱の制定について	可 決
議案第53号	宮古島市放課後子ども教室推進事業実施要綱の制定について	可 決
議案第54号	宮古島市家庭教育支援事業実施要綱の制定について	可 決
議案第55号	宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について	可 決
議案第56号	宮古島市学校運営協議会規則の制定について	可 決

議案第57号	宮古島市立学校選手派遣費補助金交付要綱の一部改正について	可	決
議案第58号	宮古島市内県立学校生徒の派遣に関する楽器輸送費補助金交付要綱の廃止について	可	決
議案第59号	宮古島市閉校学校施設利活用に係る事業者選定委員会設置要綱の制定について	可	決
その他	令和5年度 入学式の告辞割り振りについて		

会 議 録

大城教育長	<p>これより令和4年度第12回教育委員会（定例会）を開催します。 本日は、全員出席です。</p> <p>それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」です。本日の会議録署名委員に、平良智枝子委員を指名します。よろしくお願いします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第2及び日程第3「会議録の承認」です。 令和4年度第11回定例会及び第2回臨時会の教育委員会会議録です。 しばらく時間をおきますので確認をお願いします。</p> <p>ご意見、質疑等あればお願いいたします。</p>
前泊委員	<p>（ 臨時会会議録中の字句追加の指摘 ）</p>
事務局	<p>（ 1文字挿入の確認 ）</p>
大城教育長	<p>他に質疑等なければ、第2回教育委員会臨時会の字句の追加をしまして、令和4年度第11回定例会及び第2回臨時会の教育委員会会議録を承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（ 異議なし ）</p> <p>それでは、日程第2及び日程第3「会議録の承認」については、承認とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第4「教育長報告」です。 事務局から説明をお願いします。</p>
教育総務課 松堂課長	<p>（ 資料を読み上げて説明 ）</p>
大城教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが2カ所訂正をお願いします。</p> <p>（ 訂正箇所の説明 ）</p> <p>質疑等あればお願いします。</p> <p>（ 質疑なし ）</p>

	<p>(3月定例議会についての説明)</p> <p>質疑ないようですので教育長報告について承認とします。</p>
<p>大城教育長</p> <p>市立図書館 奥平補佐</p>	<p>次に日程第5「議案第48号 宮古島市子どもの読書推進計画策定委員会設置要綱の一部改正について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p> <p>議案第48号についてご説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p>
<p>大城教育長</p>	<p>説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、「議案第48号 宮古島市子どもの読書推進計画策定委員会設置要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決とします。</p>
<p>大城教育長</p> <p>生涯学習振興課 梶原課長</p>	<p>次に日程第6「議案第49号 宮古島市美ら島おきなわ文化祭2022補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p> <p>議案第49号についてご説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p>
<p>大城教育長</p> <p>前泊委員 生涯学習振興課 梶原課長</p>	<p>説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。</p> <p>完了検査は終了しているんですね。</p> <p>完了検査、監査も終わっておりまして、実行委員会の解散総会で承認されれば、事業完了となります。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>他に質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>それでは、「議案第49号 宮古島市美ら島おきなわ文化祭2022補助金交付要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第7「議案第50号 宮古島市文化ホール条例施行規則の全部改正について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課 梶原課長	<p>議案第50号についてご説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p>
大城教育長	<p>説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。</p>
平良委員	<p>第3条の2の表現の仕方ですが、理解するのに少し難しいので、簡単な表現にすることは出来ませんか。</p>
生涯学習振興課 梶原課長	<p>例規はなるべく正確に一通り以外の解釈ができないようにという事で、何に対して優先するかという事で書き加えております。</p>
生涯学習部 友利部長	<p>市外団体は入れてもいいと思います。3号の事を指しているのので、それでもわからない事はないですよ。</p>
前泊委員	<p>優先というのは何より何を優先するという表記にしたいと思います。</p>
下地委員	<p>運用上の問題なので理解出来ればいいと思います。これに基づいて、市外団体より市内の団体を優先していると説明がつけば、問題ないと思います。</p>
生涯学習部 友利部長	<p>優先する。とするのか、団体を優先して許可するとするのかですよね。</p>
生涯学習振興課 梶原課長	<p>少し考えてみたので読み上げていいですか。</p> <p>前項第3号の場合において、市内団体と市外団体の両方より利用許可申請があった時は、市内団体を優先する。長くなりますがいかがでしょうか。</p>
前泊委員	<p>第3条に第1号から第3号までの順で優先するとありますので、これでもいいと思います。市外の団体より市内の団体を優先しますという事をきっちり明記しておけば、指定管理者に渡った時にも、きちんと物事が進んでいく</p>

<p>中尾委員</p> <p>大城教育長 生涯学習振興課 梶原課長</p> <p>大城教育長</p>	<p>という事ですよ。意味が理解できればいいと思います。</p> <p>実際そう言われた場合に対応できる文面であればいいと思います。 多分これを読んで、申し込む人はいないと思うんですが、万が一の時にこれを提示できるという事。本来であれば先程の長めの文章がいいと思いますが、全体のバランスを考えるとそのままでもいいと思います。</p> <p>では原文のままでよろしいでしょうか。</p> <p>今後、わかりにくさは工夫していきたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>他に質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>それでは、「議案第50号 宮古島市文化ホール条例施行規則の全部改正について」は、原案のとおり可決とします。</p>
<p>大城教育長</p> <p>生涯学習振興課 屋嘉比主任主事</p> <p>大城教育長 生涯学習部 友利部長 生涯学習振興課 梶原課長 生涯学習部 友利部長</p> <p>生涯学習振興課 梶原課長</p>	<p>次に日程第8「議案第51号 宮古島市文化振興団体等活動補助金交付要綱の制定について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。</p> <p>議案第51号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)</p> <p>説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。</p> <p>今までは文化協会のみ補助金交付要綱だったという事ですか。</p> <p>これまではその通りですね。</p> <p>同様に補助金を受けるような団体が、今後生じる可能性があるという事ですか。</p> <p>今のところ具体的に想定はしておりません。</p>

生涯学習部 友利部長 生涯学習振興課 梶原課長	結果やはり文化協会という事ですか。 現時点ではそうなります。
中尾委員	新たにその団体特定の要綱、内規を作るよりは、対応できるようにという事ですか。
生涯学習振興課 梶原課長	はいそうです。
平良委員	複数出た場合は予算の範囲内での調整を、二つの団体にしていくという形になりますか。
生涯学習振興課 梶原課長	補助金の要請がないものに対して補助金をプールで確保する訳ではありませんので、要請に対して査定された分だけが交付されるという想定になります。
平良委員 生涯学習振興課 梶原課長	予算要求する場合の要請書は、何月頃の想定になりますか。 11月に予算要求の締め切りがありますので、次年度予算にという事であれば10月までには要請していただきたいと思います。
中尾委員 生涯学習振興課 梶原課長	例えば文化振興団体が市以外の国や県、その他法人等から予算を措置していただいて、それを市を通して交付するとなった場合は教育委員会の範疇なんですか。それとも宮古島市の議会を通ってくる形ですか。 先程話した美ら島文化祭の方がそれにあたるケースになります。議会を通すのは予算上の話で、国や県から補助金が下りてくるのは市を経由して実行委員会や補助対象団体にお金が入るパターンと、市を経由せずに直接入る場合と二つあるんですね。市が同時に出す場合には、市の予算に関して議会を通すという形になります。いずれにしてもその補助金の交付要綱は法令なり、国が定めた実施要綱が別途あった場合には、別にまた要綱を定めるという事になるかと思っています。

<p>中尾委員 生涯学習振興課 梶原課長</p> <p>中尾委員</p> <p>生涯学習振興課 梶原課長</p> <p>大城教育長</p>	<p>その都度定めるとい事ですね。</p> <p>そうですね。特殊な事業についてはその都度定めるとい事になります。</p> <p>文化協会オンリーだったものを対象を幅広くすると。今後様々な対象や市独自以外のものが増えるという中で、今のものをそのまま持ち込むのではなく、もう少しそこも幅広くしてもいいのかなと思いますので、今後そういったところに対応していけるように検討していただければなと思います。</p> <p>できるだけいろんなニーズ、要望に関して柔軟に対応できるように運用していきたいと思います。</p> <p>他に質疑なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>それでは、「議案第51号 宮古島市文化振興団体等活動補助金交付要綱の制定について」は、原案のとおり可決とします。</p>
<p>大城教育長</p> <p>生涯学習振興課 砂川主任主事</p> <p>大城教育長</p> <p>平良委員</p> <p>生涯学習振興課 梶原課長</p> <p>前泊委員</p>	<p>次に日程第9「議案第52号 宮古島市地域学校協働活動推進事業実施要綱の制定について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。</p> <p>議案第52号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)</p> <p>説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。 (表記の確認)</p> <p>これはコミュニティスクールの運営、中身に関するものだと理解していいですか。</p> <p>コミュニティスクールを支えるもう一つの柱という事になります。</p> <p>これは小学校の編成でしょうか？違うんじゃないかと思いますが。</p>

生涯学習振興課 梶原課長	国の要綱、制度的には中学校も対象ですが、宮古島市で手を挙げている事業は小学校に限定しておりまして、今のところ中学校を対象として予定していないものですから、小学校というふうに書かせていただいています。
前泊委員	次年度からのコミュニティスクールの関連もあるかと思しますので、小学校と限定するのはどうかと思います。コミュニティスクールは小中校区で組んでいるので、それを支えるというのが目的であるならば、今年度は小学校しか行われなくてなくても、市内の学校とするのはどうですか。
生涯学習振興課 梶原課長	中学校を入れて不都合があるわけではありません。実施予定がないという事で削ったんですけども、ご指摘の部分を改めたいと思います。
前泊委員	次年度の4月1日からという事ですよね。流れとしてはコーディネーターを指名、委員を集めてというような形になりますか。
生涯学習振興課 梶原課長	事業の流れとしてはそうなります。ただはコーディネーターが新しく探せるかというところが一番の問題です。
生涯学習振興課 砂川主任主事	コミュニティスクールと地域学校協働活動推進本部、地域を巻き込んで学校を支えようという二つの両輪になります。この中で地域と学校の繋ぎ役、調整役を地域コーディネーターといいます。
前泊委員	日誌によって出勤日数という事は、コーディネーターは教育委員会に出勤する形になりますか。
生涯学習振興課 梶原課長	教育委員会に出勤する訳ではなく、現場で活動する日時を日誌に書くという事です。
前泊委員	報酬は県からの補助になりますか。
生涯学習振興課 砂川主任主事	国、県それぞれ3分の1を県が間接的に市に補助する。3分の2以内の補助という要綱になっております。
前泊委員	4月1日から施行という事は、予算要求もされているという事ですよね。

<p>生涯学習振興課 梶原課長</p> <p>大城教育長</p>	<p>はい予算措置されております。</p> <p>他にご質問ご意見などなければ、先程ご指摘いただいた箇所中字句の整理をした上で、可決としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、「議案第52号 宮古島市地域学校協働活動推進事業実施要綱の制定について」は、可決とします。</p>
<p>大城教育長</p> <p>生涯学習振興課 砂川主任主事</p> <p>大城教育長</p> <p>前泊委員</p> <p>生涯学習振興課 梶原課長</p> <p>前泊委員</p> <p>生涯学習振興課 梶原課長</p> <p>前泊委員</p>	<p>次に日程第10「議案第53号 宮古島市放課後子ども教室推進事業実施要綱の制定について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p> <p>議案第53号についてご説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。</p> <p>教室以外の場所で活動等を行う場合は、安全かつ安心に行う事ができると認められる場所に限り実施できるとあります。その場合は届け出が必要になるのででしょうか。</p> <p>安全に移動できるかが一番のポイントになると思いますが、コーディネーターの方々と担当課、代表者で協議して総合的に判断するという形になると思います。</p> <p>報償費が1時間850円となっています。最低賃金が853円となっていますが、最低賃金の必要はないですか。</p> <p>これは報償費になります。現在の報償費は500円とだいぶ安いので、今回きちんと例規で定める時に、最低賃金に近づけた額にしております。</p> <p>もうちょっと上げてもいいのかなと思います。</p>

<p>生涯学習振興課 砂川主任主事</p> <p>大城教育長</p>	<p>国の方の要綱の中に、最低賃金を上まわらないようにと明記があります。ボランティアの要素が求められているのかと思います。</p> <p>他に質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>それでは、「議案第53号 宮古島市放課後子ども教室推進事業実施要綱の制定について」は、原案のとおり可決とします。</p> <p>休憩します。</p>
<p>大城教育長</p> <p>生涯学習振興課 砂川主任主事</p> <p>生涯学習振興課 梶原課長</p> <p>大城教育長 生涯学習部 友利部長 生涯学習振興課 砂川主任主事</p> <p>前泊委員 生涯学習振興課 砂川主任主事</p> <p>前泊委員</p>	<p>再会します。</p> <p>次に日程第11「議案第54号 宮古島市家庭教育支援事業実施要綱の制定について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。</p> <p>議案第54号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明) (2カ所訂正を説明)</p> <p>説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。</p> <p>現在の実情を説明した方がいいと思います。 (実情について説明)</p> <p>運営委員会というのは今現在ありますか。新たに組織する形ですよね。</p> <p>今まで内規では定めはありましたが、先ほど申し上げた事業が進んでいないので話し合うメンバーもいないのが現状です。</p> <p>教育事務所で親の学び合いプログラムというのがあります。こちらも学び合いプログラムになっていますが、これは大丈夫ですか。</p>

生涯学習振興課 砂川主任主事	<p>以前、県が一括交付金事業でや一なれ一事業というのを立ち上げて実施し、宮古島市でも宮古教育事務所で行われておりました。一括交付金が終わるという事で、地域協働補助金で補助するので市で事業を継続して下さいという事になりました。</p> <p>家庭教育支援アドバイザーや、家庭教育支援リーダーというのは、県で研修を受けた認定資格を持った人を配置するという事で、誰でも出来るものではありません。現在配置されているリーダーも資格持っている方なのですが、親の学びあいプログラムを実施する、アドバイザー登録があります。ただこれも、県の研修を受けないと登録ができないような形になっていますので、この人たちが登録しないとすれば、この事業は終わりますので、県から市に引き継がれましたが、今いる人たちで進めて下さいというところで終わっていて、このままでは増える事がないんです。</p>
前泊委員 生涯学習振興課 砂川主任主事	<p>宮古地区は何人いるんですか。</p> <p>アドバイザーは去年数十名登録されていますが、活動しているのは3名程です。</p>
前泊委員	<p>県は日曜日や夜間、PTA 総会の場や学年行事等で周知をしたり、食育等、何か作る活動を組み込みませんかと呼びかけていました。軌道に乗せる為には沢山周知が必要なんですよね。県の資料では保健師、民生児童委員、スクールカウンセラー、教職員で運営委員会を作っているとありますので、そこから課題や講演会など案が上がってくると思います。</p>
生涯学習振興課 砂川主任主事	<p>学校教育、家庭教育、社会教育と三つあるんですが、社会教育の分野で家庭教育まで見てくれという事で、更に広くなって難しくなっています。ただ事業でこれを実施して下さいという事ですので、県の要綱にのっとって制定しないといけないところではありますが、難しいです。</p>
前泊委員 生涯学習部 友利部長	<p>公民館祭りで多くの団体が発表していただかないですか。そこと連携してプログラムに入れるとかできませんか。</p> <p>先程の事業も含めて大事な事業だと思いますが、年数は経っていますが職員がちゃんと理解して執行しているという感じが見えないんですよ。ですか</p>

	<p>ら彼にはしっかり勉強して、来年度からしっかり PR できるような形にならないとなかなか浸透しないと話をしている、まず現場をしっかり見て下さいという話をしているんですね。本当にいろんなものと連携しなさいという制度ですから、おっしゃるような事なども含めて来年正念場ですね。</p>
平良委員	<p>宮古地区のアドバイザー資格を持っているのは現在3名しか動いてないという事なんですけど、何名かいるんですか。</p>
生涯学習振興課 砂川主任主事	<p>手元に資料がありませんが、27名くらいになると思います。</p>
平良委員	<p>それは県の研修などを受けないと資格を与えないという事で、県は来年も研修会は開いてくれるんですか。</p>
生涯学習振興課 砂川主任主事	<p>県で実施していた時は研修が行われていました。市に移管するのであれば、せめて県で研修を持って増やせるような仕組みを作って下さいという話は担当者レベルでしましたが、ちょっと難しいようです。</p>
中尾委員	<p>プログラムを実施する側の話なんですけど、実際実施された時の参加ってどんな感じなんですかね。こういうセミナーと違って逆に興味がある人しか来なくて、本当に学んで欲しい人ってワンパターンだと来ない気がするんですね。場所を提供するんじゃなくて、例えばYouTubeで流してホームページへとんで簡単なアンケートに答えたら、地域で使える割引券がもらえますとか、受けたくなるような仕組みを作るとか、ツールを使ってわざわざ行かなくても一気に配信できるような仕組みを作るとか新たな試みというのも検討したらいいのかと思います。</p>
生涯学習振興課 砂川主任主事	<p>YouTubeでも情報が沢山ありますので、例えば何ヶ月間で研修を受けた方よりもっと発信する方もいるかと思うんですが、ここで求められているのは社会教育の原点ですよ。人と人とのふれあい、向かい合ってお互いに話しながら気づきを学ぶ事を目的に、この親の学び合いは実施されているんですが、委員が仰るようになかなか入り口に来ないんですよ。アピールするのは勿論ですが、それでも無理であればやり方を変えていくとかですね。</p>
中尾委員	<p>これは委員会で考えるべきだと思います。</p>

<p>生涯学習振興課 砂川主任主事</p> <p>前泊委員</p> <p>大城教育長</p>	<p>委員会を立ち上げてやるというところですが、まだそこまで至っておりません。</p> <p>運営委員会の中で、みんなで意見を出し合えばいろいろな案も出てくると思うんですね。いかに巻き込むかが大事だと思います。</p> <p>他になければ、先ほど課長から申し出のあった字句の修正をした上で可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、「議案第54号 宮古島市家庭教育支援事業実施要綱の制定について」は、可決とします。</p>
<p>大城教育長</p> <p>学校教育課 平良補佐</p> <p>大城教育長</p> <p>前泊委員 学校教育課 平良補佐</p> <p>大城教育長</p>	<p>次に日程第12「議案第55号 宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p> <p>議案第55号についてご説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。</p> <p>年間220日以内っていうのは変えなくても大丈夫ですか。</p> <p>そうですね現状の5日間勤務でこの日数になりますので、3日以上ですが週5日勤務も可能な形で残したいと思います。</p> <p>他に質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、「議案第55号 宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について」は、原案のとおり可決とします。</p>

大城教育長	次に日程第13「議案第56号 宮古島市学校運営協議会規則の制定について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。
学校教育課 座間味指導主事	議案第56号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)
大城教育長	説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。
平良委員	別表に西辺小学校、中学校が入ってないんですよ。抜けていると思います。西辺中校区運営協議会になりますか。
学校教育課 座間味指導主事	失礼しました。すみません。
平良委員	コミュニティ導入スケジュールの中で、学校運営委員会とありますが、学校運営協議会ではないですか。
学校教育課 座間味指導主事	そうですね、はい。
前泊委員	校区と中学校区と表記がバラバラですので、こちらも統一した方がよろしいかと思います。
平良委員	この導入スケジュールからいくと、令和5年度の4月から池間小中と城東中学校区がこの要綱に沿って進めていくという事でよろしいですか。
学校教育課 座間味指導主事	はい。そうなります。
平良委員	学校評議員というのがありますでしょう。それは同時に機能していくんですかね。
学校教育課 座間味指導主事	移行していく形になります。二つの中校区以外は評議員として残っていますが、これも徐々に移行していきます。
前泊委員	今は学校毎に評議員がいますが、校区全体に対してという事になっていく

<p>学校教育課 座間味指導主事</p>	<p>んですね。</p> <p>小中連携してやっています。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>協議会の庶務は対象学校において処理するとありますが、3校で一つの協議会の場合はどうなりますか。</p>
<p>学校教育課 座間味指導主事</p>	<p>中学校の方で行います。</p>
<p>平良委員</p>	<p>先程地域学校協働というのがコミュニティスクールと両輪だという話が出たのですが、この地域学校協働本部は一緒に何か活動するという形ですか。</p>
<p>学校教育課 与那覇課長</p>	<p>地域学校協働本部は生涯学習機関で行いますが、その目的は学校を核とした地域作りというのがテーマで、学校のコミュニティスクールは、地域とともにある学校作りという事になります。それと地域と学校がしっかりと協議会、組織を作るのは学校運営協議会になります。地域学校協働本部にいる地域コーディネーターが学校に派遣され、学校で人材や場所が必要だとなった時に、地域と繋いでいく働きをしたり、逆に地域の課題に対して学校の子ども達をといるところなんです。池間の事例をあげますと、9年間で爬竜船が漕げる、或いは地域の民謡やクイチャーを歌えたり踊れたりするような力をつけて卒業させてほしい等の地域からのお願いを学校が教育課程の中に組み込んで、地域の文化伝統を育てるといった地域の願いを学校も聞くし、学校の中で地域に聞くというような win-win の関係ですね。今までは連携と言っていましたが、連携協働という言葉ができて、一緒に地域づくり、学校づくりをやりましょうというイメージです。</p>
<p>生涯学習部 友利部長</p>	<p>先程の学校協働活動推進事業との関わりと言いますか連携はどうなるんだというところで、要綱の中でいくと学校協働活動推進事業の運営委員会がコミュニティスクールの導入および実施に向けた検討並びに事業の検証評価を行うことになっています。これは県の要綱をそのまま使っているはずなんです、連携を本当にどうするんだろうかというのがあります。</p>
<p>学校教育課 与那覇課長</p>	<p>生涯学習の担当と私達がもう少しすり合わせをする必要があります。</p>

<p>大城教育長</p> <p>前泊委員</p> <p>学校教育課 与那覇課長</p> <p>大城教育長</p>	<p>新しい制度導入に向けてより連携協働しながらやっていきたいと思いません。</p> <p>対象学校の校長は、学校予算の編成を協議会に承認を得るとありますが、学校が予算を組むのはPTAの予算だと思うのですが。</p> <p>学校予算をこういう活動で使っていきますというような事を報告するという事です。</p> <p>他に質疑等なければ、先程の西辺中校区運営協議会を追加して、資料の方に4ヶ所。運営委員会から協議会に変更して、可決としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは「議案第56号 宮古島市学校運営協議会規則の制定について」は可決といたします。</p>
<p>大城教育長</p> <p>学校教育課 仲間主任主事</p> <p>大城教育長</p> <p>平良委員</p> <p>学校教育課 仲間主任主事</p> <p>平良委員</p> <p>中尾委員</p>	<p>次に日程第14「議案第57号 宮古島市立学校選手派遣費補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p> <p>議案第57号についてご説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。</p> <p>1年度に同種の大会4回までを限度とするとありますが、同種の大会というのをもう少し詳しくお聞かせ下さい。</p> <p>同じ種目で4回までという事になります。</p> <p>競技というとらえ方ですね。</p> <p>沖縄本島で自由参加の大会の場合はどうなりますか。</p>

<p>学校教育課 仲間主任主事</p> <p>平良委員</p> <p>学校教育課 仲間主事</p> <p>大城教育長</p>	<p>県内派遣の場合は、今年度から新たにフリーエントリーの大会も補助対象に加えております。</p> <p>補助金の交付申請についてだいぶ簡素化されたようですが、交付申請書のみで大丈夫なんですか。</p> <p>こちら申請書兼請求書となっております、収支決算書や証拠書類等も申請書に添付する形で一緒に提出していただく事になります。</p> <p>他にご質問なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>それでは、「議案第57号 宮古島市立学校選手派遣費補助金交付要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決とします。</p>
<p>大城教育長</p> <p>学校教育課 仲間主事</p> <p>大城教育長</p> <p>平良委員</p> <p>学校教育課 仲間主事</p> <p>学校教育課 平良補佐</p>	<p>次に日程第15「議案第58号 宮古島市内県立学校生徒の派遣に関する楽器輸送費補助金交付要綱の廃止について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。</p> <p>議案第58号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)</p> <p>説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。</p> <p>九州や全国に派遣の場合、楽器輸送費もそれなりにお金がかかると思うんですね。そういった場合も一律そのまま上限でやる形になるわけですね。</p> <p>はい小・中学生も派遣場所にかかわらず上限5万円としております。ただ、この県立学校の楽器輸送補助金要綱は県立学校の活動に対してしか補助していませんでしたが、高校生の場合は学校以外の活動で楽器輸送が必要な場合も、選手派遣費補助金の方ですと、補助が出るという形の認識になってまいります。</p> <p>補足といたしまして、県立学校を選手派遣費補助対象枠に拡充すると検討</p>

<p>生涯学習部 友利部長 中尾委員</p>	<p>した段階で、小中学校と同じ条件にしないといけないという事で、高校生まで拡充する代わりに楽器輸送費も小中学生と合わせる事としております。 1人当たり5万円ではなく、1団体5万円ですか。</p> <p>運賃を考えれば費用対効果っていう事なんですよね。</p>
<p>大城教育長 生涯学習部 友利部長</p>	<p>航空運賃を補助するので、その分負担をお願いしたいというところですよ。</p> <p>全て小中と合わせた方が良いケースですけど、小中を50万円にした方がいいんじゃないですかね。年間でどれぐらいになりますか。</p>
<p>学校教育課 仲間主事</p>	<p>令和3年度の楽器輸送費補助実績、小学校が4万8400円、中学校が25万円、合わせて29万8400円となっております。高校の楽器輸送費補助金に関しては実績がございません。</p>
<p>教育部 砂川部長 学校教育課 仲間主事 生涯学習部 友利部長</p>	<p>高校は29年度に一度です。</p> <p>今年度ですと25万円楽器輸送費を補助しています。</p> <p>新しい制度を作ろうという訳ではなく、既にあるものだから増額した方がいいと思いますよ。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>だけど実際に申請がないわけですよ。必要としてないかもしれない。</p>
<p>平良委員 学校教育課 仲間主事</p>	<p>顧問や父母会も変わって引き継いだ中で知らない状況でいると思います。</p> <p>近年、宮古高校で全国大会に参加したのが平成29年度全国高等学校総合文化祭ですが、この派遣の際には宮城県仙台市に53名が派遣されまして、楽器輸送費総額で62万100円を要しております。令和3年度の直近のものと、近年あった楽器輸送費は宮古高校の方では九州吹奏楽コンクールへ55名派遣しようとしてましたが、コロナ過で急遽渡航をキャンセルする事となりまして、楽器は既に発送済みということで、キャンセルに伴い輸送予定を変更した可能性があります。それでも実費49万5000円を要した半額をPTA会費から補助したという状況がございます。毎年楽器輸送費を要しているとい</p>

	<p>う情報は宮古高校からはなかったんですが、数年に1回50万とか60万とかの支出があるようです。</p>
平良委員	<p>県大会も対象ですよ。県大会には毎年2つから4つ位の大会に出ているので、楽器輸送費は必要なんです。ただ申請をしてないだけだと思います。九州、全国にはどうしても50万、60万になってくると思うので、可能であれば、上限10万ぐらいにしてもらいたい。高校の話ですけどね。小中の場合には人数も少ないし、楽器輸送もそんなにないので、その5万円の中で収まっている状況だと思うんですけど。</p>
大城教育長	<p>選手派遣補助対象を拡充するにあたって一つにまとめるという事だったんですね。その際に楽器輸送費の事について検討がなされ、小中に合わせて整理しましょうという結論に至ったんですが、それもまたさらに充実させていくとなると、小中高校合わせて統一した金額の設定が必要となるわけですよ。</p>
生涯学習部 友利部長 教育部	<p>あの見直しという事でなくて、ぜひご検討ください。</p>
砂川部長	<p>要綱を見直す時は、財政との調整が必要となりますので、時期的にはちょっと厳しいです。</p>
生涯学習部 友利部長	<p>来年度以降にという事で。</p>
平良委員	<p>航空運賃の補助というのもセットになっていますので、1、2年の状況によってまた考えてもいいと思います。</p>
大城教育長	<p>検討課題としていきたいと思います。 他に質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>それでは、「議案第58号 宮古島市内県立学校生徒の派遣に関する楽器輸送費補助金交付要綱の廃止について」は、原案のとおり可決とします。</p>

<p>大城教育長</p>	<p>次に日程第16「議案第59号 宮古島市閉校学校施設利活用に係る事業者選定委員会設置要綱の制定について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
<p>教育総務課 古謝補佐</p>	<p>議案第59号についてご説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p>
<p>大城教育長</p>	<p>説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。</p>
<p>平良委員 教育総務課 古謝補佐</p>	<p>公募型プロポーザル方式はどういうものですか。</p> <p>民間の事業者が持っている提案を、こちら側がいろいろ条件をつけまして募集する事で、事業者の特性を生かした提案をしてもらうという事で、点数をつけて業者を選定していくという事になります。</p>
<p>前泊委員 教育総務課 松堂次長</p>	<p>五つの小・中学校はまだ利活用できるという理解でよろしいですか。私が小学校に勤めていた時に、ものすごく古いという記憶があるんですがまだまだ利活用できるという事ですか。</p> <p>建物については個別計画で、利活用若しくは解体と建物毎に決められていますので、それに応じて進めていく事になります。</p>
<p>下地委員 教育総務課 松堂次長</p>	<p>要するに校舎内の施設だけではなく、グラウンド等の場所も利用できるという理解でいいんじゃないですか。</p> <p>利活用をするという事で、学校の敷地、グラウンドも対象としてやっていきたいと思えます</p>
<p>生涯学習部 友利部長</p>	<p>募集要領の中で利活用の方法を示して、募集要領、或いは仕様書に基づいた事業所独自の提案をしてくる、応募してくるという事ですね。</p>
<p>中尾委員</p>	<p>プロポーザルの委員会の中で決める事だと思うんですが、先程3月議会の答弁書を見ていたら、宮原と宮島の小学校の利活用が進まないのは何故かという事で、プロポーザルでこの事業者に決めましたとなった時に、逆にそう</p>

<p>教育総務課 松堂次長</p> <p>中尾委員</p> <p>教育総務課 古謝補佐</p> <p>生涯学習部 友利部長</p> <p>教育総務課 松堂次長</p> <p>生涯学習部 友利部長</p> <p>大城教育長</p>	<p>いう方々が土地関係者から何かという事はないようにという事が目に入ったものですから。</p> <p>個人有地の上に建物が建っている場合は譲渡なりも出来ませんので、課題解決をして進めていく事になります。</p> <p>事業者が提案して進めようとしてもブレーキがかかると、民間事業者は嫌がるものですから。</p> <p>一気に公募するのではなくて、学校を指定した上で公募していきたい。五つの学校は先程の個別計画を作っていく中で廃校となっている学校を対象としているんですが、全部できるっていう状態ではない。</p> <p>このプロポーザルには、役所の内部例えば生涯学習振興課も応募することになるんですか。</p> <p>利活用に係る優先順位というところで、公共公用利活用がまず優先になります。役所の方で使いたいという計画があるのであれば、そこを優先します。次に役所と民間事業者の共同、それがなければ民間にという順番になります。</p> <p>要するに公募をかける前に、庁内に利活用の申し出がないかという確認するということですね。</p> <p>他に質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>それでは、「議案第59号 宮古島市閉校学校施設利活用に係る事業者選定委員会設置要綱の制定について」は、原案のとおり可決とします。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>次に日程第17「その他」で何かありますか。</p> <p>令和5年度入学式の告辞割り当てについて (資料配布)</p>

	<p>確認をお願いします。大丈夫でしょうか。 他にありますか。 なければ、以上を持ちまして本日の日程はすべて終了しました。 これで、令和4年度第12回宮古島市教育委員会（定例会）を閉会します。 お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">教育長 大城 裕子 印</p> <p style="text-align: center;">会議録署名委員</p> <p style="text-align: right;">印</p>